

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 1 0 年 3 月 2 0 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 5 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	久末委員長、中村副委員長、前田・佐野・倉田・吹田・佐々木（政） ・阿部・高階 各委員		
説 明 員	市民・福祉・環境各部長、保健所長、保健所参事、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に倉田・佐々木（政）両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者より報告を受ける。

「福祉部保護課元職員の不祥事について」

○ 福祉部長

この度の事件は特に社会的弱者である生活保護受給者に対し、職務上の立場を利用した最も悪質な犯罪であり、公務員としてあってはならないことである。このような不祥事を引き起こしたことは、誠に申し訳なく、特に厚生所管委員にはご心配をかけ心からお詫び申し上げる。

事件の概要について、収賄については1月22日、市民からの通報により元職員が担当する地域内の70歳の女性が平成4年から働いていることを知り、1月23日にこの女性を呼び出し、過去の分は300万円ぐらいになるがこれを返還して貰わなければならないが、年齢が年齢なので、12月から市に返還しなければならないということで、5万円を持ってくるように指示した。これを私的に所持する目的で授受したものである。

また、詐欺事件については担当地域内の75歳の女性が保護開始の際、未申告の生命保険を保有していることを知り、その保険を解約させ、解約返戻金47万4,706円をあたかも市に返還するかのようになんて偽って、平成9年2月13日にこの女性を呼び出し同じく私的に所持する目的でだまし取ったものである。

このようにケースワーカーは常に生活保護受給者とは密室で接触し、また、プライバシーの保護が最重視され、信頼関係の上に成り立っていることが重要であることから、現行制度ではこの再発防止の確固たる手立ては大変難しいが、この事件の反省に立って日常業務の再点検は勿論のこと、ケースワーカー同士の連携と査察指導員の機能強化と併せてこの保護課の仕事に対する熱意と誇りを持てるような研修などの配慮が必要であると痛感している。

今後、福祉部一丸となって、再発防止と信頼回復に努めていきたいと考えており、特に今回のケースについては問題点の整理をし、本来在るべきチェック機能を強化する等、何点かについては既に改善をしているが、近く部内に設けた福祉部職場考査検討委員会から答申をもらい、保護課の組織・管理体制を含め、早急に検討・改善していきたい。

なお、今回の事件に関しては元職員は去る3月10日、地方公務員法の規定により懲戒免職の処分の受け、近くこの事件の管理監督責任について、改めて処分するものと考えている。

○ 委員長

「高齢社会対策室の機構改革について」

○ 福祉部次長

一つは課の名称を変更することである。現行老人福祉課としているが、「老人」という言葉のイメージがあるので、道内他都市の例を参考にし、高齢福祉課と変更するものである。二つは現係の名称を変更するとともに、新たに係を新設し、1課2係体制とするものである。高齢福祉課に新たに企画調整係を設け、介護保険制度が平成12年4月から施行されるのに伴い、介護保険事業計画の策定、電算システムづくり、保険料の賦課・徴収等の制度導入に向けその準備を行うものであり、体制は係長1名、係員1名を予定している。また、現老人福祉係は高齢福祉係と名称を変更し、在宅・ケースサービスの対応をしていく。三つ目は管理課主査の担当事務量が縮減しているのので、この事務を管理課計画事業係で処理し、同主査を廃止するものである。関連する規則等の改正を行い、4月にその体制を取る予定である。新年度においても高齢福祉等に関わる事務事業を一層円滑に執行する体制を取っていききたいと考えている。

○ 委員長

「市立小樽病院における医療事故報告並びに経過報告について」

○ (樽病)事務局長

平成3年1月に発生した出産時における事故を初め、医療事故が続き、市立小樽病院の信頼を損ねたことに対しお詫びする。今回の輸血ミスは平成9年12月16日に3-1病棟に当時入院していた患者に対し不適合輸血をしたものである。事故の経過としては主治医の指示により輸血担当看護婦がA型の患者に対し、他の患者に用意してあったAB型の血液を当該患者のものと思い、確認せず輸血してしまったものである。家族に対しては翌12月17日に経過を説明し、お詫びしたところである。

このような事故は絶対にあってはならないことであり、今後はこうした事故が起きないように院内に何らかの対策委員会を設け、一日も早い病院の信頼回復に努めたい。

○委員長

「既存施設を活用した病院統合検討結果について」

○(樽病)総務課長

既存施設を活用し、小樽病院と第二病院を統合することについて検討を重ねてきた。検討に当たっては小樽病院院長を委員長とする「市立病院検討委員会」を組織し、昨年5月から検討を進めてきた。検討の内容としては小樽病院の既存施設を活用し、第二病院から脳神経外科、心臓血管外科、内科を移転し小樽病院から結核看護外科を外部に移転し、組織と機能を統合し、市民ニーズに応えうる医療水準を確保することを大きな課題とし、検討を行った。

検討過程においては、ベッド数の現状や救急部門の現状を通じ医師のベッド数に対する考え方が変わるなど内部的な効果を生みながら検討を終えたところである。

委員会の中には各専門部会を置くなどして、それぞれの専門分野別に検討し、委員会で最終的に取りまとめを行ったところである。

1月9日に最終委員会を開催し、1月22日に行ったところであり、この報告書については1定前の2月に配付したところである。

結果としては施設の改修と医療機器整備に76億円程見込まれるほか、施設が老朽化しているため改修に約1年程の休診が必要になり、その期間の小樽病院の医業収益を加えると約136億円の金額になるなど、既存施設を活用した統合は困難であると報告された。今後においては新築を視野にいたした新たな統合策について検討しなければならないと考えているところである。

○委員長

「小樽市桂岡連絡所の移転について」

○銭函サービスセンター所長

桂岡連絡所は前田進税理士事務所内に平成元年から開設しているが、先般所有者から国道拡幅事業により事務所を取り壊すため、本年3月31日をもって賃貸借契約を解除したい旨の申し出があった。申し出を受けて新しい場所を探したが適当な場所が無いため地元町内会と協議し、4月1日から町内会が所有する桂岡十万坪会館に移転することになった。

○委員長

「市民室の廃止について」

○市民部次長

平成元年に3サービスセンターを設置し、市民室体制で所掌事務を遂行してきたが、事務処理も軌道に乗り相互の連携を図りながら支障無く業務を遂行しているので、新年度から市民室を廃止することとした。

○委員長

「建設残土処分地実施設計について」

○環境部副参事

(資料により説明)

寅吉沢町会からの地域の要望については、環境保全連絡協議会を町会と市で発足し、現在、町会の協力を得ながら平成7年度から対応している。

○委員長

「ダイオキシン類測定分析結果について」

○清掃センター所長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令の改正があり、廃ガス中のダイオキシンについての測定が義務付けられた。本市においては平成8年に引き続き、平成9年11月19日及び20日の2日間、調査を行ったのでその結果を報告する。

(資料により説明)

今後とも適正な運転管理を行い、地域の環境保全に努めていきたい。

○委員長

議案第34号「児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案」について

○児童家庭課長

平成9年6月11日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成10年4月1日から施行されることになった。このことにより保育所の入所制度が市町村の措置から保護者の選択方式に変更されること及び母子寮の名称が変更されることに伴い、所要の改正を行うものである。

○委員長

これより一括質疑に入る。

○阿部委員

建設残土処分地について

既存施設との役割分担についてはどう考えているのか。

○(環境)管理課長

現在の処分地については建設廃材と残土を処分するものであり、今回拡張を行うものについてはあくまで建設残土のみを処分するものである。実際、現在の処分場を見ていくと非常に残土が多く、これを処分していくと将来的に建設廃材を処分できる場所が無くなってしまう。その意味で、残容量がまだ210万tあるが、延命化を図る趣旨で今回、実施設計をした。

○阿部委員

アセスについては相当の予算をかけているにもかかわらず、桃内で行ったアセスと中身が変わらない。このことについて、どう考えているのか。

○(環境)管理課長

2年前に、桃内でアセスを行っており、塩谷と桃内が近いのは事実である。平成9年度に273万円をかけ行っているが、既存の資料等も活用し設計段階で価格を低く押さえている。

桃内の処分地は一般廃棄物ということもあり、相当現地調査を行ったが、今回については建設残土処分地であり廃棄物処理法にあたらぬ施設であるので、必要なもの以外は行わないという方針で行ったものである。この内容については地域住民の方に話し、了解を得ている。

○阿部委員

施設を造る際にアセスを行うことは重要なことであるが、今回の内容は桃内のものと同じようなものであり、実際に行っているのか疑わしくさえ感じるようなものであるので、今後ともしっかりやって欲しい。

ダイオキシンについて

これは、年1回の検査となっているが、今後も年1回だけしか検査を行わないのか。

○清掃センター所長

今後については地域環境や他都市の状況も見ながら回数について研究していきたい。

○阿部委員

年1回という最低基準をクリアしているからよしとするのではなく、3ヵ月に1度位は検査を行って欲しいがどうか。

○(環境)管理課長

回数を増やすことよりも大事なことは、付近住民の不安を解消していくことと思っている。検査結果や周辺住民に配慮しながら、回数については今後、研究していきたい。

○阿部委員

業者に配付しているダイオキシンに関するパンフレットを見ると、基準は80ngとなっているが、これは平成10年から平成14年までの暫定基準である。今回の検査結果はこの基準には合致しているが、5年後から適用される基準は満たしてはいない。

この基準に対しては5年後から合致するように目指すのか、それよりもできるだけ早いうちから目指すのか。

○清掃センター所長

平成8年度に焼却炉の大改造を行った後、初めてダイオキシンの検査を行った。その後平成9年度に厚生省からダイオキシンに関するガイドラインが示された。これに基づき、日常の運転業務を行い現在の数値になっているが、今後については鋭意見直しを行いながら基準に近付けていく努力をしていきたい。

○阿部委員

ダイオキシンを減らすにはリサイクルや分別収集を徹底することが大切だと思う。

ごみの有料化についてはどのように考えているのか。

○(環境)管理課長

この問題は今後の廃棄物の行政の根幹に関わる問題と考えている。これからはごみをいかに資源化し、減量化に努めていくかが大切なことであるので、その方策の1つとして有料化に取り組んでいかなければならないと思う。これは、将来の市の財政事情の関係や市民コンセンサスを得なければならない問題なので、慎重に検討していかなければならないと考えている。

○阿部委員

我が党としては有料化に反対しているが、各地で有料化しているときの一番の理由としてごみの減量化を挙げている。しかし、データをみると有料化した後、一時的には減っているがその後はまた戻っている。発生源に一定の責任を負わせるというのは理解できるがこうした状況からも一概に有料化には賛成できるものではないので今後、十分な検討をして進めて欲しい。

議案第34号「小樽市児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案」について

今後保育に関しては「措置」から「保護者の選択」に変わるという内容のものだが、現在小樽では待機児が非常に多いがこれは今後、どのように解消していくのか。

○児童家庭課長

今年度銭函保育所、龍徳保育園で定員を増やし、その解消に努めている。今後については就学前児童の減少や幼稚園でも延長保育を行うなど保育の事情も変わってきている。

待機児については、そうした状況の推移をみながら検討し、可能な限り解消に努めていきたい。

○阿部委員

蘭島など過疎地については入所する児童が減ってきているが、そうしたところにはこういった対策を考えているのか。

○児童家庭課長

地域事情により、就学前児童が減っている地域もあるが、そうしたところについては定員を45名から30名に変え、保育単価を1人あたり約1万円上げ、単年度で黒字になるように対応している。

今後の対応については、状況を見ながら法人とも協議し、方向付けをしていきたい。

○阿部委員

保護者の選択に任せるとはいえ、片や待機児があり、片や定員割れしているという状況であれば結果として望んでいない保育所に入らざるを得ないことになってしまう。

保育料の関係についてもこの条例改正案には盛り込まれている。蘭島では児童1人あたりの保育単価を上げたというが親の負担はどうなるのか。

○児童家庭課長

定員によって保育単価は決まっており、45人から30人に定員を変えたことにより国からくる保育費の単価がアップしたということであり、保護者の負担に影響はない。

○阿部委員

それについては今後も同じなのか。

○児童家庭課長

定員を下げたことにより、保育料に影響があるということはない。

○阿部委員

保育料に関して心配する声がたくさん親から寄せられている。

今までは保護者の応能負担であったものが、今後保育所が過剰サービスを行うことにより、保育料の値上げが心配される。

過剰サービスに対する対策については何か考えているのか。

○児童家庭課長

各保育所は今後、選択性により選ばれる側になるので保護者のニーズにあった保育内容を追及していくことになるが、そのことが保護者が選択しやすい保育所になっていくと考えている。

○阿部委員

心配されるようなことは、早めに検討し、対処していった欲しい。

留守家庭児童について

今回の児童福祉法の一部改正により、放課後児童の関係についても改正されているがこのことについては受け入れる施設が重要になってくる。

銭函や幸にもあらたに設置されるとのことだが、その後はどこか計画しているのか。

○(青女室)高橋主幹

現在市内には小学校が28校あり、うち21校区で放課後児童対策を実施している。

新年度から指摘のように2カ所で開設するので、残りは5カ所ということになる。

今後については、残ったところで1番大きな地区は望洋台小学校区であり、その保護者から開設を望む声が上がっているのは事実である。今後、実態を見ながら詰めていきたい。

○阿部委員

児童館としては何か考えていないのか。

○児童家庭課長

児童館については塩谷の児童センターと総合福祉センターの2階にあり、留守家庭児童会については塩谷の児童センターで行っている。今後、児童館についてはコミュニティセンターとあわせて考えていくという考え方が出てきているので、児童館が建設されることになれば留守家庭児童会も実施されていくことになる。

○阿部委員

他の施設と合わせて行う方が市としてもやりやすいと思うがどうか。

○(青女室)高橋主幹

新年度から実施する予定である銭函小学校区については銭函市民センターの一部を利用することになっている。

○阿部委員

全庁あげて、総合的に考えてほしい。

医療保険改革について

昨年の9月に改正された時点では市内の病院で1割から1.5割、外来患者数が減っているとのことであったが、その後も減った状況は続いている。

減っている原因は何と考えているのか。

○(樽病)事務局長

外来における患者動向だが、昨年や平成7年度と比較して減ってきている。外来について全体的に減少傾向にあるのは明らかだが、医療保険改革による影響であるとは一概には言えない。

また、入院に関しては8年度から9年度にかけてよりも7年度から8年度にかけての方が減少が大きい。

○阿部委員

今回、歳入減の補正予算をあげている理由は何か。

○(樽病)総務課長

予算を組むときに患者数も見込んでおり、毎月、努力目標を立てて行ってきたが、患者数が減っている状況にあり、予算的には3億円減額している。

○阿部委員

医療改革が行われる度に患者数は減っている。現状も赤字であるのにこうした状況に対する対策は考えているのか。

○(樽病)事務局長

両病院の統合も含め検討を進め、できるところから改善してきている。

今後については小樽病院だけで改善を進めることは難しいので、全庁的に検討し改善を目指していきたい。

○阿部委員

昨日の委員会では人員の整理についても答弁していたが、このことについてはどう考えているのか。

○(樽病)事務局長

人員の整理ということではなく、樽病の赤字の原因について診療収入に比べ、人件費が60%を超えており高いということを説明した。

黒字の病院では45～50%となっており、小樽病院についてもその程度まで下がれば黒字になるという比率を話したものである。

○阿部委員

それならば良いが、赤字解消のために人員削減を行うのであれば問題である。人口が減り患者数が自然減的に減るのであれば仕方が無いが、病院は人の命を預かる場所なので安易に人員を減らすことはすべきではない。

赤字の解消に当たっては小樽病院だけの取り組みでは限界があると思うが、病院から市に対して要望することはないのか。

○(樽病)事務局長

平成5年から種々改善を行ってきたが、公立病院、自治体病院としての役割というなかで行わなければならないことがある。高度医療や不採算医療はやらなければならない、どうしても赤字になる。この原因としては通常小樽の人口や周辺町村の基幹病院であるということから考えても、全国平均では500床から600床だが本市では900床を抱えているということにもあると思う。

人件費を減らすためにはどうするかと考えると、人員を減らすことが一番簡単であるが現状を見てもぎりぎりの体制で行っている、これ以上減らすと2対1看護ができなくなってしまう診療報酬が大きく落ちてしまう。

○阿部委員

今後については詰所単位で人員をどう配置していくかを全庁あげて考えていきたい。

病床を900床を抱えていくのは大変なことと思うが、この問題については慎重に検討していった欲しい。

医療110番の設置について

依然として樽病における外来患者数が減っており、受診抑制が続いているがこの110番の設置について保健所ではどのように考えているか。

○保健所長

昨年9月に医療制度の改正があり、受診抑制については我々も心配している。特に外来については本人が受診した場合、自己負担が2倍になるということである。ただ、受診については本当に病院にかからなければならないという場合と、安易に自分の健康を維持する努力がなくて治療している場合等があると思う。第一点目のことが一番心配なことであり、そのために医療110番を設置してはどうかという提言もある。これについては、関係部局が集まって、そのようなものを設置することも検討して行くべきと思う。

ただ、外来患者が減っているという数値だけでは分からないので、一定期間、市民からの話を聞き、そのような情報をつかむということをやってみることも必要と思う。もし4月からそのような状況があるのであれば、一定の期間110番のようなもので情報をつかみ、それを基にした市としての手立というものも出てくると考えている。

やはりこれを機会に保健所の本来業務である健康維持・増進ということにもっと力を入れていかなければならないと考えている。

○阿部委員

国保の関係では110番の設置について、どのように考えているか。

○保険年金課長

健康増進ということでは医療費の適正は重要なことと思っている。今あった話を含めて検討していきたい。

○阿部委員

福祉部としてはどう考えているのか。

○福祉部長

老人医療に関する事務は老人保健法に基づく、国の機関委任事務である。医療110番については、どのような係わりがあるのか現状では良い案が出てこない。ただ、現実問題、原課では37万枚のレセプト点検をしている。その中では受診抑制というものについての実態はわからない。この問題については平野助役から「研究していきたい」旨の答弁があったので、その方向性について福祉部として検討していきたい。

○阿部委員

輸血に係る医療事故について

私の経験から言うと輸血にあたっては、慎重に慎重を重ね行うものであると教わった。

今回の事件を教訓に今後、どう取り組んでいく考えなのか。

○(樽病)事務局長

樽病では今までもセンターからきた血液を再度検査科で検査し、病棟で使用している。

今後については、国の指導もあり輸血委員会を院内につくり、更に厳重なチェック体制をとるべく数か月前から検討しており、委員会が立ち上がる直前に起きた事故であった。

今回の事故については、残念なことだが看護婦が確認しなかったという初歩的なミスである。仕事に対する自覚を持つことが大切であるので、今後は院内で何らかの対策委員会をつくり、研修会を行っていかなくてはならないかと思っている。

○ 高階委員

医療事故及びケースワーカーによる汚職事件について

近年、高級官僚の汚職事件等をみても「悪いことをしているのは私だけではない」というような甘えの体質があるように思う。

こうした体質が、今回の事件にも関係しているのではないか。

○ (樽病)事務局長

体質というと病院の歴史から始まるが、小樽病院はいろいろな経過を経て、北大からドクターが派遣されている。

体質については答弁できる立場にはないが、少なからずそうした体質の問題もあるのかと思う。

○ 福祉部長

今回の事件については体質というより個人のモラルの問題であると考えている。これについては組織・機構のなかでチェックしていくものであり、体質で起こったものとは認識していない。

○ 高階委員

市長は一民間企業であるマイカルやJRのために150億円もの血税を注ぎ込んでいるが、こうした公金の扱いについては主権者である国民・市民に聞きながら慎重に行うべきである。倫理規定を設けるとか、処分を厳しくするというがこうした事件についてはもっと、本質的な部分に原因があると思う。

建設残土処分地実施計画について

雨水調整池等の規模が当初の計画と比べ、倍くらいになっているが、この理由は何か。

○ 環境部副参事

基本計画では土質の調査をボーリングを行わないで計画したが、今回の実施設計ではボーリングを1カ所行い、沈降速度が遅くなったので池を大きくしなければならなくなった。

雨水調整池については30年確率で計算したが、浜中川の流下能力が当初の予想より小さいということで大きくなった。

○ 高階委員

ここは一般廃棄物とは違い、建設残土処分地なのでたまる水についてはそうひどくはないが、汚れの調査、影響についてはどう考えているのか。

また、アセスの関係については「影響は少ない」と言いながら、「対策を講ずる必要がある」としているが具体的にはどのような対策を考えているのか。

○ (環境)管理課長

桃内の調整池については30年確率ということで万全を期した。ただ、これは自然を相手にした施設であるので、不測の事態に備えた対応を今後も検討していきたいと思う。

汚水の水質の問題については水質汚濁防止法を参考にしながら対応していきたい。ただこれについては土にはいろいろな種類があるので下に濁水沈殿池を設け、ここで所定の水質に落とし、対策をとっていきたい。

アセスの関係について、いろいろな対策があるが、これについては現在、調査を行ったところであるがまだ建設

に至っていない状態なので、供用開始までに具体的に検討していきたい。

○環境部長

建設残土処分地については、昭和59年に施設をつくり、公共残土を主として民間の分や建設廃材も受け入れを行ってきたが、延命化を図る観点から今回の施設については土砂のみの処分場をつくろうという観点で行われた。将来的には公共を主にしながら、余力があれば民間の分も受けていきたいと考えている。

アセスについては、環境アセス法が制定されているが政省令が出てきていないので、桃内の処分場については法的にはアセスを行う必要はない。しかし、道条例もあるので桃内ではアセスを行ったところであり、寅吉沢については産廃ではなく土砂処分場であるということから宅地造成等規制法に基づく処分場であり、アセスの義務はない。しかし、公共で建設するものであるので、こうした時代背景に鑑みアセスを行った。今後も環境対策に努めていきたい。

○高階委員

児童扶養手当について

法改正により、中身がどう変わったのか。また、市に対する影響はどうか。

○児童家庭課長

新聞報道でしか承知していないが、先般、与党の少子化問題プロジェクトチームの中で支給対象となる所得限度額が引き下げられ、8月から実施されると聞いている。

主な改正内容の一部としては、手当を受けている人の限度額が現在40万7千800円であるが、それが270万円に引き下げられるということが報道されていた。

本市への影響としては、調査していない。

○高階委員

試算によると8万人が支給されなくなると聞く。

少子化対策が叫ばれる中、制度の改悪が行われることになる。本市では母子家庭の医療についての助成が行われているが、この問題は手当だけの問題ではなく、こちらにも影響することはないのか。

○(高齢)管理課長

現在は道の補助要綱に基づいて行っているが、その中には所得に関する記載が無い。そのため基本的には左右されないと考えている。

○高階委員

所得制限については引き下げるのではなく、むしろ緩和すべきと考えている。また、支給される額についても生活ができるように保障して欲しい。

このように国が改悪していくことに対しては自治体としては何も言えないのか。

○児童家庭課長

この改正については国のエンゼルプランのなかで、児童手当、児童扶養手当も含め、子育て支援、コストの軽減という観点から社会保障という観点からも検討していくと謳っている。道のエンゼルプランの中でも児童手当について国に要請していくと謳っており、市としても来年度策定する計画に子育て支援の要請について盛り込むかどうか、その中で検討したい。

○高階委員

保育所について

新年度に向けての入所手続については現在どのような状況なのか。

○児童家庭課長

現在、選考を行い今日、明日中に入所決定通知を送付するところである。

○高階委員

保護者の選択制になることによって、偏りは出ないのか。

○児童家庭課長

中心部の保育所に希望が集中するという傾向はある。

○高階委員

一定の調整は行ったのか。

○児童家庭課長

保護者には第1希望から第3希望まで選択してもらい、第1希望で定員をオーバーしたところについては選考基準にあてはめ第2、第3希望から選考することになっている。

○高階委員

今回の改正は保育行政の中に自由競争を持ち込んだものであるが、保育基準の最低基準の見直しを行い、給食調理員や保母の基準にも変化がでてきている。

延長保育の補助金もカットするという話も出てきているが、児童福祉法の改正により小樽市内の保育所はどう変わってきているのか。

○児童家庭課長

法改正により、給食調理員については子供の給食の質を低下させないことを条件に民間委託も可能であるとした。保母についても短時間勤務保母の導入について国から通知があった。小樽市としては当面、そのような方向に進めることは考えていない。

○高階委員

国がお金を出さない以上、市がその分、単費で賄うと考えて良いのか。

○児童家庭課長

本市としては、今の体制を続けていきたいと考えているが今後については、厚生省の局長通知に基づき、研究していかなければならないと思う。

○高階委員

医療保険制度改革について

昨年9月1日の改正により、国保ではどのような影響が出ているのか。また、2000年まで改正が続けられるというが、今後、年度別にどう改正されていくのか。

○保険年金課長

昨年9月以降、現時点まで4ヵ月分の診療報酬が上がってきているが、外来については件数、通院日数ともに落ちている。昨年の同月期に比べ、老人は増えているが一般では2.2%の減。1件あたりの日数にすると6.6%の減となっている。

また、2000年までの予定だが、昨年8月の厚生省の試案ではいろいろな選択肢を付けた中での改革案は示されている。今後については診療報酬や医療供給体制、薬価基準等についてたたき台が示されており、医療福祉審議会で審議されている。

○高階委員

老人に関しては別の医療保険を設けるなどいろいろな案も示されているが、このことにより国保の影響として2号被保険者(40歳～64歳)の介護保険料や国保料を一緒に徴収するとなっているが、滞納することによりペナルティーと一緒に科せられるということでの影響はどの程度あるのか。

○保険年金課長

2号被保険者については保険者が徴収することになっているが、その変わりとして、医療保険の収納率が低下す

る場合には国としてはその影響する額の2分の1を補填すると言われている。

○高階委員

介護保険について

このことに関連して機構改革が行われるとのことであるがその内容を示せ。

○老人福祉課長

介護保険導入に向けた機構改革の第一弾として、報告したように高齢福祉課の中に企画調整係を新設し、係長1名、係員1名を配置し、情報収集をして実際に導入に至る準備を行うこととした。今行わなければならないこととしては介護保険事業計画の策定のための実態調査と電算の関係の整理、保険料の賦課・徴収などいろいろなことが出てくるので、そのあたりの基本的な整理をするため新設した。

○高階委員

介護保険制度は大変な事業であるがこの体制で対応できるのか。

○福祉部長

この体制については平成10年度4月からとしたい。これはあくまでも第1段階であり、準備の状況によっては更に増強していくことも考えながら対応したい。

○高階委員

国で作っている介護保険制度に関するパンフレットを目にするが、市としても何かPRは行っているのか。

○老人福祉課長

法案が通った後、国で作成したものを市町村を通じ配布している。まだ、骨格部分しか示されていないということもあるので、今後、政省令や通達が300本以上出てくるので内容がまとまった段階で必要に応じ、市民に周知したいと考えている。

○高階委員

武蔵野市からは、「介護保険についてもう一度考えてみましょう」という介護保険に対し問題提起をしているものが出されている。

国が決めたからと制度を紹介するだけではなく、小樽市としてもこのように問題点を指摘し、国に対して意見を言うことが必要ではないのか。

○福祉部長

各自治体によって、高齢に対する基盤整備の考えはあると思うが、私達としても従来から全国市長会、全道市長会を通じ問題点については伝えていっている。

○高階委員

学童保育について

銭函で開設されたが、場所はどこで行っているのか。

○市民部長

以前から強い要望があったが、銭函小学校に空き教室がなかったため開設に至っていなかった。

その後、地域と協議を重ね、銭函市民センターの図書室が実態としてあまり活用されていないということもあり暫定的にそこを利用して4月7日から行うことになった。

○高階委員

規則で「図書室を置く」ということになっているがその扱いはどうなっているのか。

図書室をつぶすということも問題だと思うがどうか。

○市民部長

銭函市民センターの図書室の件で論議した経過については承知している。それは承知したうえで市民要望が強く

あった。今回募集したところ、19人の申し込みがあった。恒久的にここを使用するというのではなく、1年間だけ利用させてもらいたいということであり、地域要望が強いということもありそちらを優先したということである。

休憩 午後 3時10分

再会 午後 3時20分

○倉田委員

交通安全対策について

富岡の緑生協に徒歩で買い物に来る人やバスを利用して来る人が、横断禁止である山手バス通線を横断することが多く、大変危険な状況となっている。

ここには横断歩道が無いので、正規に渡るためには国道側に下りて横断歩道を渡り、歩道橋を渡って、更に横断歩道を渡って回ってこなければならない。

横断歩道を設置するなど、渡りやすくしてほしいがどうか。

○交通安全対策課長

指摘の部分改善するには2通りの方法が考えられる。1つは信号機の無い横断歩道を設置すること。もう1つは信号機を設置することである。横断歩道については道路幅員、交通量の流れからいって難しいと思う。信号機についても、信号機との距離が120m程度しかないため交通の流れから考え、公安委員会からは難しいという回答が出るのではないかとと思うが、現実には危険な状況があるので警察とも協議したい。

また、生協から富岡側にでるところの横断歩道についても難しい面はあるが、警察と協議したい。

○倉田委員

できるだけ歩行者の便を図るよう、良い解決策を見つけて欲しい。

小樽病院について

病院の検討委員会の結論としては、新築を念頭においた計画をしなくてはならないとのことであるが、先が見えてこない状況である。現状、老朽化しているため、施設を改善していかなければならない部分はたくさんあるが、入院している人の声としては、スチームが入れば部屋は28℃から30℃まで上がり、大変暑くなる。

また、温度の問題だけではなく病室が非常に汚い。経営が大変ということもあると思うが入院患者が気持ち良く病院で暮らせるよう改善して欲しい。

術後はウォシュレットのトイレが必要になることが多いが、1カ所しかなく集中して使用するため故障していることが多く、またトイレも狭い。こうしたことへの気配りはどう考えているのか。

○(樽病)総務課長

経営が苦しいから何もしないというのではなく、改善には努めてきている。

暖房に関しては、日の当たる場所や季節によってこまめに調節できるシステムになっていないのは事実である。今後、バルブの調節ができるように改善できないか検討したい。

トイレの件については、指摘のあったような状況になっているとは承知していなかったのでできるものなら改善したいが、構造上の問題もあるので検討していきたい。

○倉田委員

休床になっている5-3病棟は、電気もついておらず、雰囲気も非常に暗い。

ただ放置しておくのではなく休床になっている旨の表示をすとか、雰囲気を明るくすべく何らかの手立てを取るべきと思うがどうか。

○(樽病)総務課長

以前はそうになっていたが、現在は改善されている。休床している場所について検討をしているが、このままが良いのか、他に有効活用した方がよいのか議論をしているのでそのなかで方向性を見いだしていきたい。

○倉田委員

入院していると気分転換のため院内を歩くが、6階の喫茶室に入ったら何か頼まなければならない。

3階には1つあるが、患者の休憩室のように休床病棟を活用し設けることはできないのか。

○(樽病)総務課長

1階の事務室の前に患者の家族の待機場所はあるが、いまの意見も参考に有効活用を考えていきたい。

○佐野委員

小樽病院における医療事故について

病院では事故と死亡の因果関係は無いと言っているようであるが、今後、裁判が進んでいけば病院に対する不信感は高まっていくと思う。その辺りについて、どう対応していくのか。

○(樽病)事務局長

この事故の経過としては、この患者は3年前に手術をし、昨年8月に再度入院している。その後、治療を重ねている中で12月16日に輸血ミスがあった。この件については翌日、話をし治療をおこない、このミスに対する治療は12月25日に終わったと相手方には伝えている。そこで相手方からは亡くなった後、3年前からの治療内容について説明して欲しいと申し入れがあり、2回ほど説明をしている。初めに、3年前からの治療内容について説明した後、輸血ミスについての説明も行っている。

その中で、死亡原因について輸血ミスとの因果関係は無いと説明している。

そこで、間違っって輸血したということに対する謝罪をしたいと行ったところ、何かを示してほしいと言われたので、3月10日に金額を示した。

その翌日、新聞報道があった。今後は、示した額について話し合っていきたい。

○佐野委員

示した補償金の金額が今後の争点という認識でよいか。

○(樽病)事務局長

そう考えている。

○佐野委員

病院の不信感が高まることは避けるべきである。

小樽病院と第二病院の統廃合について

検討委員会の検討の結果、現施設を利用した統合は困難であるとのことであった。この委員会には市長部局からも参加して構成されているが、最終結論があいまいであって具体的にいつまでに何をするというところまで言及していない。

病院の最高責任者や市の中枢幹部が入って検討した結果、「困難である」という結論だけでよいのか。

○(樽病)総務課長

今回の報告は、現施設を活用した場合どうなるかというものであった。

今後については新築を視野にいれながら、病院の収支改善を含めて検討していかなければならないと思っている。

○佐野委員

21世紀プランに対しても、財政改革を考えても樽病と二病の統合は密接に関係する問題である。最終的には市長の政治判断だと思うが、病院経営に関わる問題なので、病院当局の一定程度の判断が重要になってくる。

これから、実施計画を策定していくなかでこの問題に対する方向性を示していくべきであると思うが、今後、どのように展開していくのか。

○(樽病)事務局長

病院側としては新築を考えている。ただ、そうするにしても病院の将来や累積赤字をどうするかという考えを示さなければ、ただ建設してほしいということにはならない。

そこで、収支改善に向け努力してきており、人件費の割合を減らすべく取り組みを行ってきた。そのためには5割程度患者が増えれば収入も増え人件費の割合も下がるが、それは困難であるので、反対に規模を5割に縮小すると成り立つともいえる。そうしたことは一気にはできないので今後、全庁あげて検討し最終的な方向性を見い出していきたい。

○佐野委員

現実はあるが、病院は本来独立採算でやっていかなければならないものなので、当然統合についての病院としての考えを持つべきである。

樽病における内科専門外来について

新聞報道によると4月から行うとのことであるが、これはこういった経緯で行うようになったのか。4つの専門を内科の中に入れるということは従来の内科患者の診察診療時間や新しい科目の診察診療時間や看護婦の対応、市民の周知はどうしていくのか。

高度医療が言われている時代なので歓迎されることと思うが、収支の関係ではどうなっていくのか。

○(樽病)総務課長

経過としては、糖尿病や消化器など呼吸器以外は今までも内科外来で行っている。

対外的に「〇〇科」という場合は条例事項なので、条例の改正が必要になるが、これはあくまでも院内において公布して、できればマスコミを通じ市民に周知したいと考えている。

ただ、呼吸器については以前から検討していたが、小樽病院は北大の第2内科から医者が派遣されていたがその第1、第2という枠を取り払って派遣してくれるということになり、呼吸器については第1内科から派遣されることになった。

従来からの患者に対する対応だが、これまで通り行うが、ある程度決めた曜日についてはそちらに徐々にシフトしていき診療していきたいと考えている。

医療収益についてだが、呼吸器についてはいままで小樽に専門医がいないということもあるので、外来患者は増えていこうと病院としては大いに期待している。

○佐野委員

オタモイの満寿美湯について

経営を継続する交渉の中で、いつまで続けるという話はあったのか。また、経営に対する市の助成の状況を示せ。

○市民部長

この問題については全庁的に検討し、公営住宅対策という観点で行った。

現在は小樽公衆浴場商業協同組合と小樽市との建物賃貸借契約というかたちで業務を行っている。現在は100名程度の利用があり、特に赤字は出ていないが、組合と契約をする際、赤字が出た場合は、その補填を行ってほしいという条件があった。

いつまで行かについて具体的に決めてはいないが、公営住宅対策として行ったものであり、ここについては建て替え計画があるようなのでこの計画の進捗状況を見ながらいつまで経営するか組合と協議していきたい。

○佐野委員

オタモイ再生団地計画によると順調にいけば平成12年ころから随時、建て替えは進めていくスケジュールになっているが、その一方、オタモイ団地については単なる建て替え事業ではなくまちづくりという観点から再度見直しをおこなわなければならないものであるという意見もある。

建て替えに着手するのは4～5年先になるとも言われているので、少なくとも計画がきちんとできるまでは公衆

浴場を継続していくようにして欲しいがどうか。

○市民部長

建て替えが伸びる可能性があることについては聞いている。

住宅が少なくなっていけば、浴場を存続していくのではなく、例えばバス代を助成するなど助成の方法も考えていかなければならないと思う。

基本的には、存続については建て替え計画の進捗状況を見極め、進めていかなければならないものと考えている。

○佐野委員

ダイオキシン類の測定分析結果について

先程行った報告と、新年度予算に計上されているダイオキシンに対する事業費800万円の関連を示せ。

○清掃センター所長

法改正により維持基準が変わり、1年間の間に常燃装置を付けなさいということになった。

これは、運転する最初のときの炉の中の温度を速やかに上げるものであり、また停止時には炉温を高い状態で保って、ごみを燃やしていくという働きをするものである。

現在のものは、準連続動といい、最初と終わりのときにダイオキシンの問題がある。

今回の予算はダイオキシンを削減するためのものである。

○佐野委員

新年度予算について

今回の予算はソフト面に力を入れていると言いながら、少額の予算しか計上されていないケースが多い。

「ふれあい長寿顕彰」の制定には35万円、エンゼルプランには106万円しかついていない。

子供議会の関係についても10万円しか計上されていないが、今後、何を目的にどのように事業を続けていくのか。

○(青女室)高橋主幹

この目的は小中学生のいじめや自殺が顕著であるので、学校にも指導を要請しているが地域活動として異なる意見の子供を集め議論し、更にそれを地域に返って再度、子供会活動に生かすことを考えている。

市内から30人程度集まり、他の意見も尊重し自分の意見も言うということを行っていきたいと考えており、今年、単発で行うのではなく今後も継続していききたいと考えている。

○福祉部長

ふれあい長寿顕彰については、高齢化の進展が著しいのでこれにどう対応していくかというためにつくるものである。ソフト事業ということで予算は少ないが、良い知恵を出し行っていきたいと思う。

エンゼルプランについては子育て支援の部分について、実態を探るということで考えている。

これら2つの事業についてはソフト事業として広く市民の意見をいただき、進めていきたい。

○前田委員

焼却炉から排出される焼却灰について

本市では焼却灰に硝石灰を混ぜて、伍助沢において処分しているというが環境に対する影響はないのか。

○清掃センター所長

伍助沢の処分場は管理型の処分場であり、水処理も行っている。平成9年1月に厚生省からガイドラインが出ており、その中で「最終処分場における対策」の中にSS（浮遊固形物質）濃度が10ppm以下であれば処分場で処分してかまわないということになっている。水処理検査については毎年行っている。

○前田委員

塩谷の現処分場は規制がかかる以前に建設されたものなのか。

○(環境)管理課長

終末処理場については昭和63年から平成元年にかけて整備をしており、現在の法律の基準が適用される処分場である。

○前田委員

遮水シートはあるのか。

○(環境)管理課長

二重の遮水構造になっていることが大事である。例えば流出防止堰堤、そしてその下の地層が不透水層があれば二重である。あるいは不透水層まで流出防止堰堤が届いていなければ遮水シートをすることで二重になる。

伍助沢については不透水層まで流出防止堰堤を入れることで実質的には二重構造になっている。

○前田委員

新聞報道によると厚生省の調査で基準を違反している恐れがある処分場の一覧があった。その中に小樽市は無かったが、この調査は本市の処分場にも入ったのか。

○環境部長

平成9年12月に調査している。

本来であれば環境庁若しくは道が調査するが、小樽市は特定行政庁であるので市が調査した。その結果、昭和52年の廃棄物処理法の中では遮水シートはしなくてもいいということで最終処分場を造っていた。今度、法が改正され遮水シートと水処理施設を造らなければならないこととなった。それ以前の建設されたものについての取り扱いについてだが本市の処分場は建設時に岩盤の固い地層のところに鉄板をうち、水を通さない不透水層を造っている。そういったものは新しい法の趣旨にのっとった処分場と見なすとしている。また、水処理の関係についても調整池を設け、汚水をポンプアップして処理している。

ダイオキシンについては浮遊物に付着することが多いので、それについては漁協や町会との協定もあり毎月調査し、報告している。その結果としては、厚生省の基準が10ppm以下だが、本市では3.3から6.0ppmである。

今後も、水質の状況を見ながら対応し、住民の不安を解消する対策を取っていきたい。

○前田委員

その調査は、どのような方法で行ったのか。

○環境部長

実際水を取り検査したのではなく、当初の設計図に基づいて判断した。

○前田委員

処分場の下側に調整池があるが、ここの水質検査は行っているのか。

○廃棄物処理場長

月1回、原水と処理後の水、調整池の地下水の検査を行っている。

ダイオキシンの関係については10ppmが国の基準であるが、本市で調査を行ったところ平均4.8ppmと基準を下回っている。

○前田委員

4.8ppmとはダイオキシンの数値か。

○廃棄物処理場長

ダイオキシンではなくSSの数値である。

○前田委員

ダイオキシンの検査は行っていないのか。

○ 廃棄物処理場長

ダイオキシンが付着するＳＳの検査を行っている。水質汚濁防止法で規制されている数値より新ガイドラインは１０ｐｐｍと厳しくしており、本市ではその基準を下回っている。

○ 前田委員

焼却灰の年間排出量を示せ。

○ 清掃センター所長

約１，４００ｔである。

○ 前田委員

それだけの焼却灰を捨てていて、ダイオキシンの影響はないのか。

灰に含まれるダイオキシンも多いと言われているが、調整池でもダイオキシンの影響が出ていないか調査は行っていないのか。

○ 清掃センター所長

焼却灰についてはダイオキシンの検査は行っていない。焼却場で検査を行ったところ飛灰については排ガスより数値が低くなっており、焼却灰については更に高温で処理したもののなので飛灰よりも数値は下がっていると思う。

○ 前田委員

今の状況を続けていても安全であるということか。

○ 環境部長

現在は問題ないと理解している。

○ 前田委員

築港駅前の歩道橋について

駅を移転することによって今後これはどうなるのか。

○ 交通安全対策課長

移転に伴い撤去するという話は聞いていない。

○ 前田委員

交番が移転したことにより歩道橋を利用せず国道を横断している人も増えている。

安全対策上からも、また、近隣で営業を行っている人からも心配する声が上がっているので、今後の方針を示し地先の人達にも十分な対応をして欲しい。

○ 中村委員

地球温暖化防止対策に対する自治体の役割について

京都で国際会議が開かれたが、この概要を説明せよ。

○ 環境対策課長

昨年１２月１日から１０日までの間に締約国１５５国から１，５３４名が集まり、そのほかに非締約国の６カ国やオブザーバーを加え、９，０５０人で開かれた。

一日延長し、１１日に本会議を開き採択された。次回は９８年１１月にアルゼンチンのブエノスアイレスで開かれることが決定している。

会議の成果としてはこの中で温室効果ガスが決められ、対象ガスとして二酸化炭素、メタン、酸化窒素、その他にＨＦＣ、ＰＦＣ、ＳＦ６と６つが決められた。

その基準年は１９９０年を目処とし、最後の３種類については１９９５年を基準にすると決めている。目標期

間については2008年から2012年の5年間とし、最終的な削減目標は締約国全体では5.2%と決めている。それぞれの国で割り当て量を決め、EUでは8%、アメリカでは7%、日本では6%の削減と決められている。

○中村委員

日本は基準年(1990年)の94%まで落とすことを目標にしなければならない。

昨年11月6日に温室ガスの排出削減策を検討する9つの審議会の合同会議が開かれているが、ここで政府が行っている省エネ対策を踏襲し、実施状況のフォローアップをしていくとしている。国としては自治体を温暖化対策の中核と位置づけて、地域での取り組みの支援をしていくと打ち出し、答申することとしている。

自治体の役割は重要になっていくと思うが、小樽市としての考え方と、市民への啓発はどう取り組んでいくのか示せ。

○環境対策課長

平成9年12月1日に環境部長名で、庁内各部署長に「地球温暖化に伴う環境への配慮について」という要請文を出している。その中身としてはエンジン始動時のアイドリングを最小限にしてほしい、駐車時はアイドリングをしないようにしてほしい、マイカーを自粛し公共交通機関を利用してほしいなどである。

今後の取り組みについては、課の中での案としては庁内で、職員のエレベーター使用を控えることや昼休みの消灯を徹底するなど省エネや、紙コップ等使い捨て容器を使用しないようにするなど省資源を図っていこうと考えている。

また、対市民に対する啓発については、環境家計簿を利用し推奨していきたい。これに関しては灯油やガソリン等の節約を図り、また、資源回収については炭素換算し、金額に置き換え目標をたてて市民にPRしたい。

○中村委員

環境家計簿とは市販されているのか。

○環境対策課長

環境庁で作ったものもあり、また札幌市で作ったものもある。それを参考に小樽市独自のものを作っていきたい。

○中村委員

大事なことは我々自身のライフスタイルを見直し、変えていくことだと思う。

昨年11月に環境庁が、「地球温暖化防止のためのライフスタイル検討会」を開いており、消費者が太陽発電設備を積極的に導入した場合、標準的な世帯がどの位CO₂の排出量をどの位削減できるか試算している。これによると50項目からなる省エネ対策を行った場合34%削減できるとなっている。しかし、これを行うには費用が600万円かかり、効果が10年かけて200万円程度であるとのことなので、現実的には難しい。

身近なところから省エネ対策を行うことが大切と思うが、市民に対する啓発活動については具体的にどう考えているのか。

○環境部長

国としては地球温暖化防止法案を今国会に提出したいという考えを持っている。その内容としては国・地方自治体として例えばハイブリッドカーの購入に対し助成を行うことやCO₂の抑制計画をつくるなどというものを検討しているようである。

市としてもこれらの動きを見ながら計画の策定や、市民への協力依頼を行っていききたいと考えている。

また、環境問題は地球温暖化のことだけではなくリサイクルの問題等もあるので、環境部全体で考え、更に庁内全体で検討し、市民の合意を得ていく方向を考えていきたいと思う。

○委員長

質疑終結。

休 憩 午後 4時51分

再開 午後 6時00分

○委員長

これより、一括討論に入る。

○阿部委員

日本共産党を代表し、議案第34号は反対、継続審査中の請願・陳情については採択を主張する討論を行う。

議案第34号は主に、保育所入所に関わるものであり、措置から選択制に変わるのは単に言葉の変化ではなく、措置をしなければならない国の責任を投げ捨て、市民・保護者にその責任を押しつけているものである。

保護者の選択制といっても、小樽の保育所の実情から言って、安心して選択できるものとはなっておらず、自治体としてやらなければならないことは山積している。

これらの問題を解決せず責任を投げ出すのは許されない。

継続審査中の請願・陳情のうち医療費の負担増等に関しては、昨年9月からの医療改悪による医療の切り捨てについて市民からの不安、不満が寄せられたものである。

依然として続いている受診抑制は今後も深刻化することが予想され、何らかの対策をとることに他党の皆さんは異存があるのか。

他の請願・陳情についても古いものでは平成7年のものがある。差し迫った、医療、介護保険、障害福祉、保育行政に関するものなど大事なもののばかりであり、いたずらに継続審査として引き伸ばすのは市民の声を市政に届ける議会としての機能を果たしていない。

これらについては全て願意妥当、採択を主張する。

○委員長

討論を終結し、順次採決を行う。

採決の結果、議案第34号、請願第56号、第57号、第59号、第62号、第63号、第77号ないし第79号、第83号、第88号第1項目及び第2項目、陳情第5号ないし第7号、第18号、第27号、第29号、第34号、第36号、第44号、第47号、第48号、第55号、第56号、第60号、第61号、第63号、第64号については採決の結果いずれも多数により議案は可決、請願・陳情は継続審査と決定。

次に陳情第59号第2項目については採択と全会一致で決定。

散会宣告。